

551
1976

一部開示決定通知書

建都計第521号
令和3年6月24日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長
田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子



令和3年6月9日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	* 都市計画に対する意見の要旨	
2 開示の日時及び場所	日時	令和3年7月2日 午前 10時 00分
	場所	建築局企画部都市計画課 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 非開示とする部分の概要	氏名・住所・意見のうち個人が推測される情報	
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号	
6 根拠規定を適用する理由	個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別されるため	
7 担当課	建築局企画部都市計画課	電話045 (671) 2657
8 備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市長を被告として訴訟を提起することもできます。

(注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

551

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番号	氏名	住所	年齢	職業	要旨	備考
S 51.12.6 1	[Redacted]	戸塚区和泉町 [Redacted]	35	会社員	反対。線引き以前に購入した土地 ^(戸塚区和泉町) を持っているのに今更市街化地域内の土地等買えない。同じ町内での移動だから人口増にはならない。	[Redacted]
S 51.12.10 2	[Redacted]	南区庚台 [Redacted]	38	会社員	反対。昭和44年知人の紹介で買った土地 ^(南区野庭町) に自分の住む家も建てられないことは不合理。昭和50年に買った土地に野庭高校は建築中なのに、その隣地にささやかな自分の家も建てられない。これが民主国家の行政なのでしょうか。血の通った政治を切望する。	[Redacted]
S 51.12.10 3	[Redacted]	東京都渋谷区鶯谷町 [Redacted]	48	会社員	反対。 ^{南区野庭町} 昭和44年知人の紹介で手に入れた土地です。自分のささやかないこの湯を作りた一心です。昨年頃、県は私の隣に土地を買込み野庭高校を建設中。学校が建てられてどうして個人の小さな家ができないのか。と血の通う行政を願う。	[Redacted]
S 51.12.13 4	[Redacted]	旭区市沢町 [Redacted]		幼稚園 園長	反対。「市沢幼稚園」を起点として南西側に広がる市街化調整区域は線引き決定以前から市街化しており、今回の変更案においても依然として市街化調整区域のままであることは現実の状況を考慮しているとは考えられず、強く市街化区域に編入されるよう望む。	[Redacted]

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番 号	氏 名	住 所	年 令	職 業	要 旨	備 考
S 51. 12. 13 5	[Redacted]	旭 区 下 川 井 町 [Redacted]	56	農 業	<p>反対。私がかつて所有していた旭区今宿町字神成谷 [Redacted] 筆の土地6.138㎡は市街化区域の土地であることを十分確認して売却した。ところが、その売却地の隣接地所有者から横浜市に対し、自分の土地のところから調整区域として線引きされるのは納得できないとの強い異議が出されたために、横浜市は私の売却地も調整区域に指定した。私の土地を買収した会社との契約は開発の許可取得を停止条件とした売買契約であり、契約解除の不安がある。会社からの受領金額で代替地を購入しておりその対処に困っている。</p>	
S 51. 12. 13 6	[Redacted]	東京都渋谷区桜丘町 [Redacted]		取締役社長	<p>反対。旭区今宿町字神成谷 [Redacted] 2筆の土地6.138㎡は市街化区域であることを確認して昭和46年8月に買収したが、当該買収地の隣接地所有者から自分の土地のところから調整区域として線引きされることについて異議が出されたため、横浜市は本件土地も調整区域に指定した。その際、昭和50年度の微調整の時には必ず市街化区域に編入するとの口約があった。売買契約は開発の許可取得を停止条件とするもので、契約解除も考慮しなければならない。</p>	

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番 号	氏 名	住 所	年 令	職 業	要 旨	備 考
S 51.12.14 7	[Redacted]	川崎市高津区五所塚 2 [Redacted]	62	無 職	<p>反対。港北区東山田町 [Redacted] の土地は昭和 35年に本州不動産(株)により造成され、また港北ニ ュータウン建設の都合上と反論しているが、当時既に 市街化していたにもかかわらず調整区域に指定さ れた。上記二つの関係(が)解消したにもかかわらず 今度は市の財政上の都合で調整区域のままとい うのは公平の立場に反する。土地をどうしても売 らねばならないが、価格が安く買手が限定され 困っている。</p>	<p>市が 造成許可は、これは土地所有者に自由な所有権の行 使を認めらるべきである。</p>
S 51.12.14 8	[Redacted]	西区北幸 [Redacted]	54	会社員	<p>反対。戸塚区和泉町 [Redacted] の土地について 線引きの見直しにあたり再三陳情し、私達の住め る小住宅を希望している。住宅困窮の為、再審 の程十二分に検討願います。また変更基準案と して調整区域内において県市幹線道路両端(約 100m)の地に店舗又は住宅の申請を許可し てほしい。</p>	
S 51.12.14 9	[Redacted]	中区日本大通 [Redacted]		代表取締役	<p>反対。弊社研究所用地(保土ヶ谷区播木坂 [Redacted]) 周辺は光陵高校の設置、人家の急増、バイパス建設 等により線引き決定時と比べ市街化が著しい。市の変更 基準の2個別基準(2, 13, 14)の何れにも該当する。市街化区域に指 定替えすることを要望する。</p>	

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番 号	氏 名	住 所	年 令 職 業	要 旨	備 考
S51.12.14 10	[Redacted]	戸塚区上飯田町 [Redacted]	51 代表取締役	<p>反対。戸塚区上飯田町 [Redacted] においては、昭和45年に調整区域に指定され今日に至っている。健全なる事業活動に支障を生ずるため、次の事項を再考され、市街化区域への編入を要望する。(1)人口増加の抑制のため、微調整を前提にしていると言っているが、当該地の道路添い両端市街化区域を結ぶ範囲は南苑ラッシュの危険は全くないと思われる。(2)操業を開始した当時、当該地は、貴県の産業南苑計画によると工場適地とされ、農地転用のための農業委員会審査、県知事認可及び建築確認手続を経て工場を建設した経緯がある。(3)線引き以前から事業活動を続けている宅地に対し、線引きによる長期間の凍結状態は事業活動に支障を生じ誠に不満。法律面からくる矛盾の解決には温情ある行政面での取計らいを期待する。</p>	
S51.12.15 11	[Redacted]	旭区東希望が丘 [Redacted]	47 公務員	<p>反対。昭和43年11月戸塚区汲沢町 [Redacted] の地目山林を5回年賦にて購入したが支払途中の46年に法が施行され、既得権が採れず、48年頃自家建設に着手しようとしたが調整区域であるため建設できない。当該土地附近一帯は宅地用に整備され、また都市計画道路の障害にもならない。自家建築の夢がかなえられるよう調整区域の解除をお願いします。</p>	

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番 号	氏 名	住 所	年 令	職 業	要 旨	備 考
S51.12.15 12	[Redacted]	戸塚区品濃町 [Redacted]			反対。今度東戸塚地区も調整区域に編入する理由として小規模開発によるスプロール化防止のためということだが、今回藤島建設(株)に於いて諸法に準拠し当局の指導のもと大規模な開発計画を立案準備されており、当地に居住する私達はこの計画に賛意を表し協力して計画を推進したいと存じます。ついでに市街化区域のまま存続される様、要望します。	
S51.12.15 13	[Redacted]	戸塚区品濃町 [Redacted]	33	会社員	同 旨	
S51.12.15 14	[Redacted]	戸塚区品濃町 [Redacted]	69		同 旨	
S51.12.15 15	[Redacted]	金沢区釜利谷町 [Redacted]	56	無 職	その他。金沢区釜利谷町 [Redacted] 周辺の市街化調整区域を将来も市街化区域に変更することなく緑地として保存させることを希望します。現在の森林を失うことは周辺の環境を悪化するおそれがあります。	
S51.12.15 16	[Redacted]	金沢区富岡町 [Redacted]	40	無 職	同 旨	

東戸塚

都市計画に対する意見の要旨

横浜国際港都建設計画
市街化区域及び市街化調整区域の変更

受付年月日 番 号	氏 名	住 所	年 令	職 業	要 旨	備 考
S 51 / 12 . 15 17	[Redacted Name]	金沢区富岡町 [Redacted Address]	52	社会保険 労務士	その他。京浜急行電鉄(株)所有の釜利谷地区を大規模開発する案がある。この開発は大量の緑地(182ha)を市街化し緑地のもつ自然保護機能を破壊します。又、開発計画中に高速道路の建設が予定されており、排気ガスによる大気汚染の危険が増大します。又、造成にともない周辺住民に対する被害も大きいので、従来通り市街化調整区域のままとし変更は行はないよう申請します。	

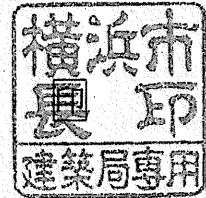
第3号様式（第5条第2号）

一部開示決定通知書

建都計第521号
令和3年6月24日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長
田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子



令和3年6月9日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	* 市街化区域・市街化調整区域、用途地域変更案の意見書に対する市の考え方	
2 開示の日時及び場所	日時	令和3年7月2日 午前 10時 00分
	場所	建築局企画部都市計画課 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 非開示とする部分の概要	氏名・意見した場所	
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号	
6 根拠規定を適用する理由	個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別されるため	
7 担当課	建築局企画部都市計画課	電話045 (671) 2657
8 備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

市街化区域・市街化調整区域、用途地域変更案の意見書に対する市の考え方 横浜市

受付番号	意見の個所	氏名	意見の内容	市の考え方	摘要
1	戸塚区和泉町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 市街化区域より離れており線引き 設定時と大幅な変化がみられる。	市案閲覧時にも同様の意見提出あり。採用がたい旨の回答済。
2	港南区野庭町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 市街化区域から離れており大幅な 状況の変化が認められる。	過去に陳情あり
3	港南区野庭町 [redacted]	[redacted]	〃	同上	〃
4	旭区中沢町 [redacted]	[redacted]	〃	市街化区域に隣接し、周辺の市街化 も相当進んでいるが、今回の変更基準 には該当せず現行の線引きも明確 であるので現行のままとする。	〃
5	旭区今宿町 字神成谷 [redacted]	[redacted]	(調整区域 → 市街化区域)	今回の変更基準に該当せず不採用 当該土地の従前所有者 [redacted] と 現在所有者(東急不動産)間の契約上の 問題であり都市計画で対処する必要 は認めがたい。	〃
6	旭区今宿町 字神成谷 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	同上	市案閲覧時にも同様の意見提出あり。採用がたい旨の回答済。

受付 番号	意見の個所	氏名	意見の内容	市の考え方	摘要
7	港北区東山田町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 土地売却上市街化区域の方が有利な からという理由程度では市として受け 入れられない。	過去に陳情あり
8	戸塚区和泉町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 市街化区域から離れれば線引き設 定時に大幅な変化がみられる。	市案閲覧時にも同様の意見提 出あり 採用できない旨回答済。
9	保土ヶ谷区橋太坂 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 音産研究所の拡充の為に調整 区域が予定されても支障はないもの と判断する。	市案閲覧時にも同様の意見 提出あり 採用できない旨回答済。
10	戸塚区上飯田町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域 無指定 → 準工業地域	今回の変更基準に該当せず不採用 用途はいつにも調整区域であり又既 有工場の高改築については一定の範 囲内で調整区域が予定されても認 められる。今回の変更が必要は可 いと考える。	市案閲覧時にも同様の意見提 出あり 採用できない旨回答済。
11	戸塚区汲次町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回の変更基準に該当せず不採用 当初線引き設定時から大幅な変化 は認められない。	過去に陳情あり

用途地域
2

区 番	意見の個所	氏名	意見の内容	市の考え方	摘要
12 ~14	戸塚区品濃町 [redacted]	[redacted]	調整区域 → 市街化区域	今回変更基準より現行市街化区域を調整区域に変更する。 開発計画が具体的に話さずから個別の混乱開発を防止するためにも調整区域とすることを望むと考える。	市案閲覧時にも同様の意見提出あり
15 ~16	金沢区金沢町 [redacted]	[redacted]	将来にも調整区域のままでし現在の緑を保存すること	当該地を調整区域のままですることについては市の考え方と同じであり、京急金沢地区開発については別途調整する	〃
17	京急金沢地区	〃	〃	〃	〃

